

お知らせ (コンタクトレンズに係る診療費について)

コンタクトレンズの装用を目的として受診した患者さんの費用は以下のとおりです。

項目		点数
診察料	初診料（初回の場合）	291点
	外来診療料（2回目以降又は過去にコンタクトレンズ検査を行っている場合）	75点
検査料	コンタクトレンズ検査料1	200点

*他の岩手県立病院でコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、当院が初診の場合でも外来診療料を算定します。

*1点あたり10円となります

※コンタクトレンズ装用のため受診された方でも、厚生労働省の規定に該当する場合は、コンタクトレンズ検査料は算定とはならず、治療に要した費用の請求となります。

【厚生労働省の規定する場合】

- ①新たな疾患の発生によりコンタクトレンズの装用を中止する場合
- ②円錐角膜、角膜変形、高度不正乱視の治療を目的としてハードコンタクトレンズを処方した場合
- ③9歳未満の小児に対し弱視、斜視若しくは不同視の治療を目的とした場合
- ④緑内障又は高眼圧症の患者
- ⑤網膜硝子体疾患若しくは視神経疾患の患者
- ⑥度数のない治療用コンタクトレンズを装用する患者
- ⑦眼内の手術前後の患者

コンタクトレンズ診療を行っている医師は以下のとおりです。

眼科医師氏名	経験年数
眼科長 亀井 翔太	4

ご不明の点がありましたら、遠慮なくお尋ねください。

令和7年4月1日
岩手県立大船渡病院長